

子どもの生活実態および子育てに関する実態調査 結果のまとめ

県では、子どもの貧困対策の参考とするため、平成28年度に、福島大学の協力のもと18歳未満の子どもを持つ家庭に対してアンケート調査を実施し、その結果について次のとおりまとめた。

I 調査の概要

1 調査方法

- (1) 郵送等によるアンケート調査
- (2) 聞き取り調査（市町村及びNPO等民間団体）

2 調査対象

- (1) アンケート調査
 - ・ 18歳未満の子どもがいる世帯（2,143世帯）
 - ・ 児童扶養手当受給世帯（538世帯）
 - ・ 準要保護教育援助受給世帯（367世帯）
 - ・ 生活保護受給世帯（238世帯）総計3,286世帯に対してアンケート調査を実施した。
送付については、各市町村や保健福祉事務所の協力を得て送付している。
- (2) 聞き取り調査
 - ・ 県内59市町村を対象
 - ・ NPOなどの民間団体については、県内のNPO法人リストなどから、主に子どもの事業に取り組む団体520団体を対象としている。

3 回答状況

- (1) アンケート調査
3,286世帯のうち、有効回答は798世帯 有効回答率 24.28%
- (2) 聞き取り調査
 - ・ 市町村 56市町村
 - ・ 民間団体については、児童養護施設や子どもの貧困について活動している団体から聞き取りを行った。

Ⅱ 調査の結果について

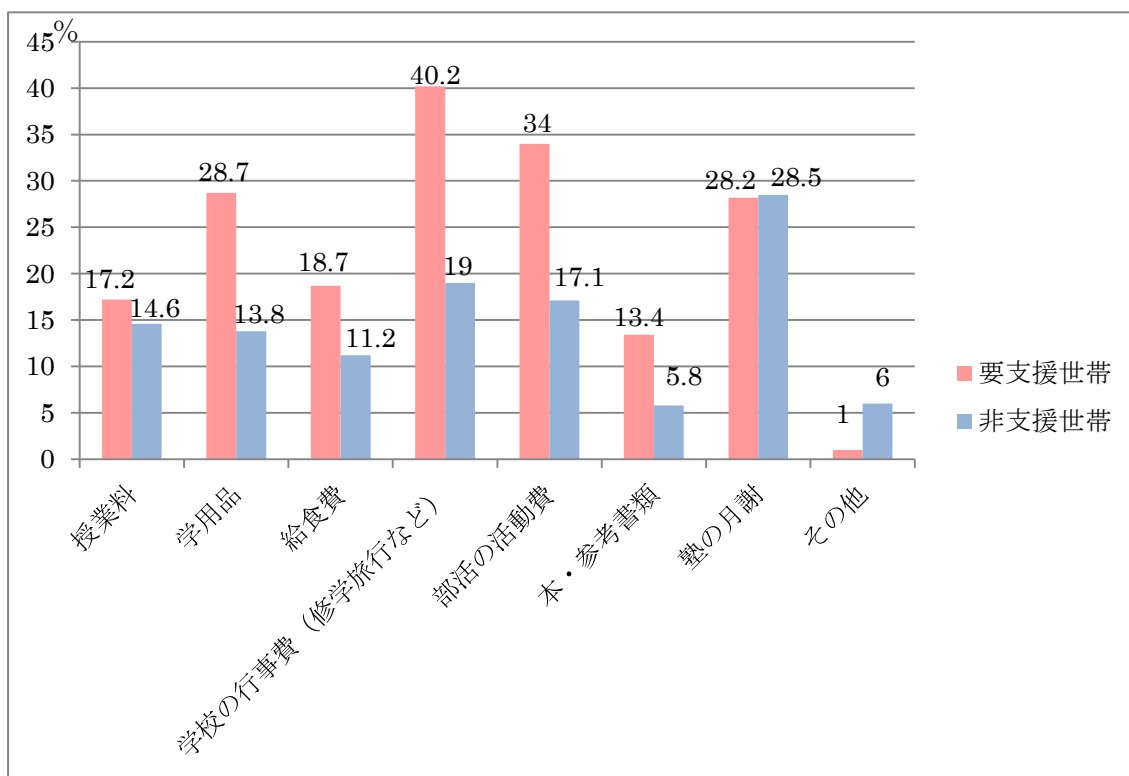
今回の調査項目は多岐にわたるが、ここでは「子どもの貧困対策の推進に関する法律」において自治体が行きとらむこととされている「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労の支援」、「経済的支援」の4つの視点から調査結果を分析していく。

なお、生活保護や児童扶養手当など、公的な援助を受けている世帯から抽出した世帯を「要支援世帯」とし、18歳未満の子どもがいる世帯から抽出した世帯を「非支援世帯」と区分し、各項目ごとに比較を行っている。

1 教育の支援について

(1) 教育に係る費用の負担感について

(福島県こどもの貧困に関する実態調査報告書(以下報告書という)p14 問15より)



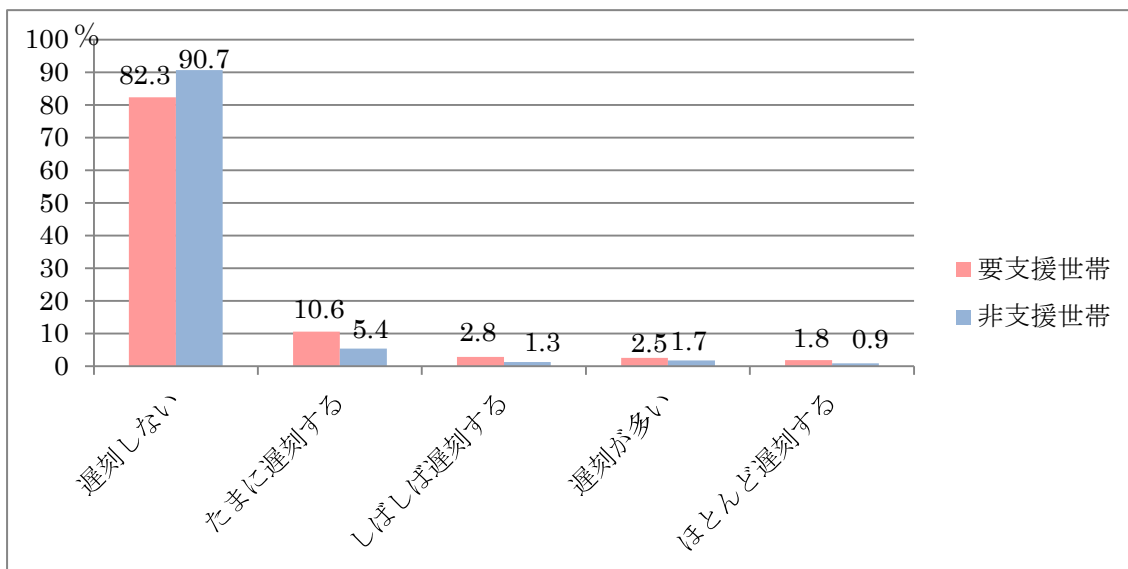
教育に係る費用で負担とを感じるものについて、すべて答えていただいたもの。

要支援世帯では、「修学旅行などの学校の行事に係る費用」の割合が最も高く、次いで「部活の活動費」となっている。

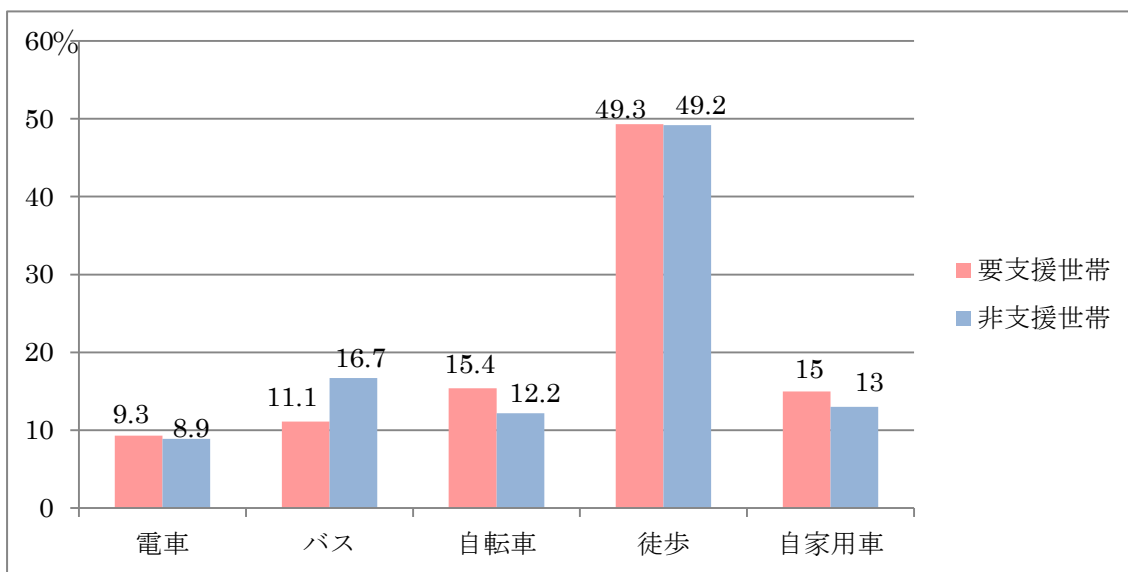
非支援世帯では、「塾の月謝」の割合が最も高い。

(2) 通学状況について (報告書 p26 問 34 より)

ア 遅刻の頻度について



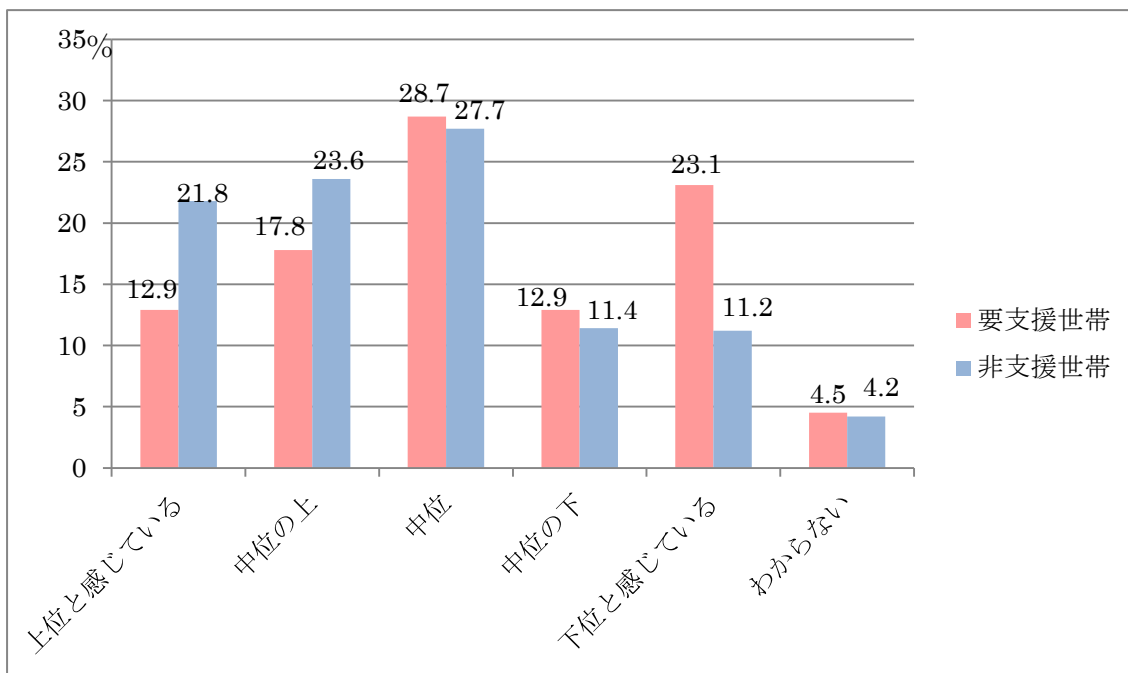
イ 交通手段について



遅刻の頻度については、要支援世帯が「たまに遅刻する」から「ほとんど遅刻する」までの割合が、非支援世帯と比較して若干高い。

交通手段については、要支援世帯と非支援世帯の間で大きな差異はみられない。

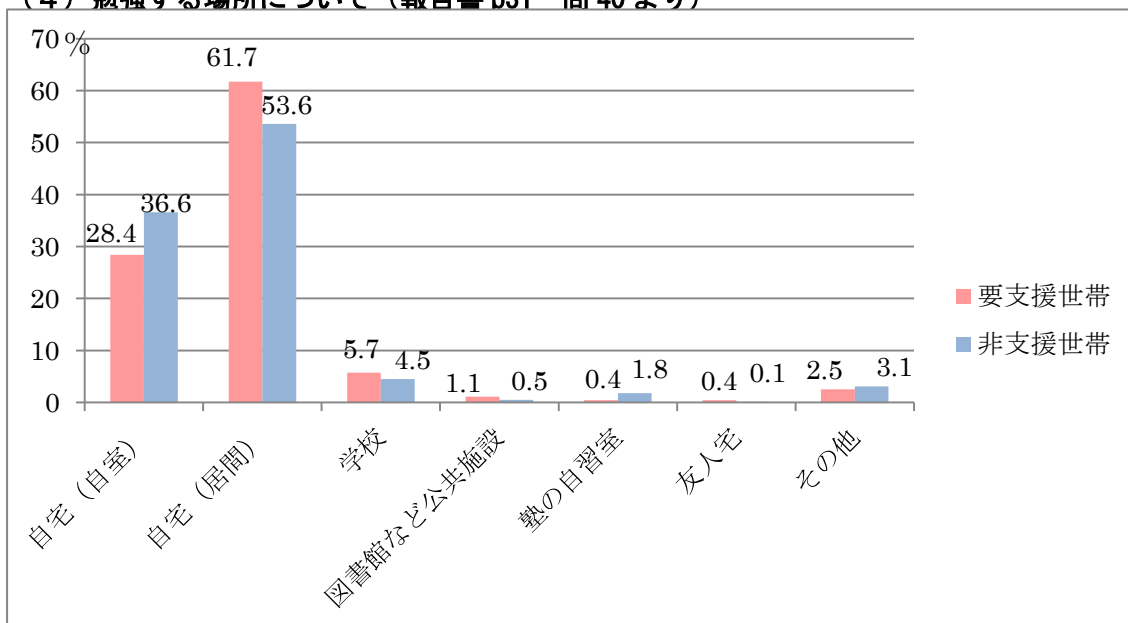
(3) 学校の成績について（報告書 p27 問 35 より）



あくまでも保護者の主観である。

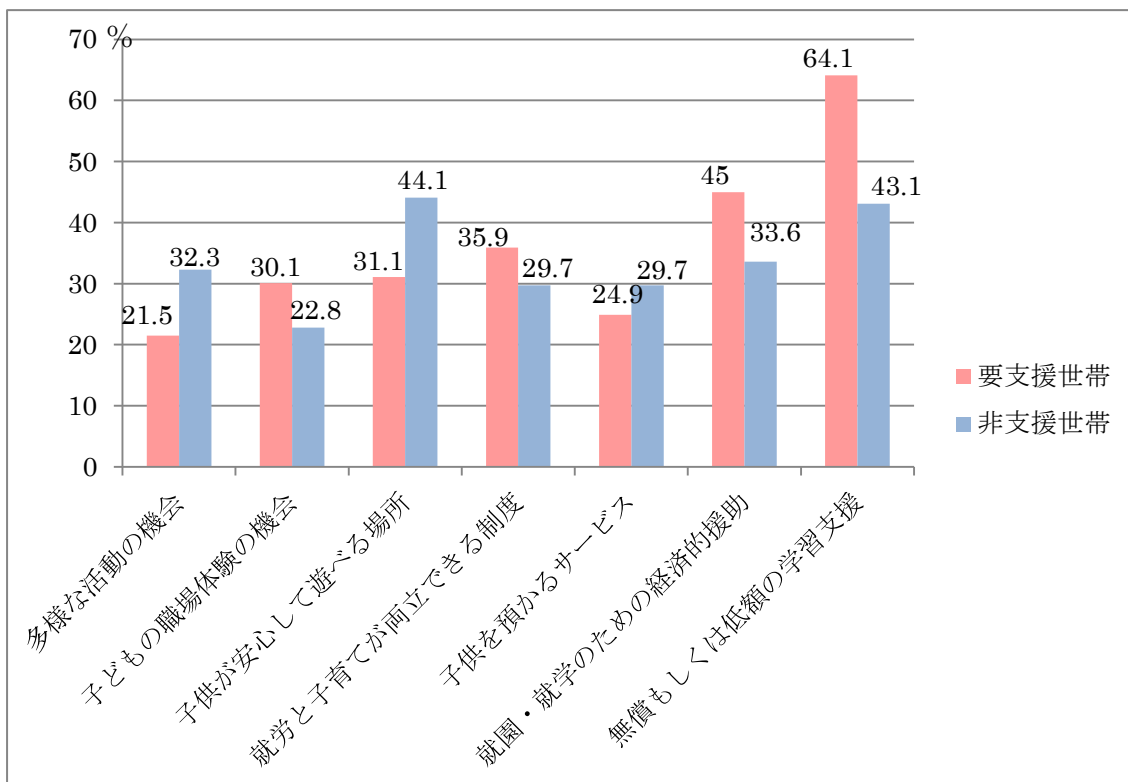
「上位と感じている」は非支援世帯の割合が高く、「下位と感じている」は要支援世帯の割合が高い。

(4) 勉強する場所について（報告書 p31 問 40 より）



要支援世帯、非支援世帯ともに、自宅の「自室」や「居間」で勉強する世帯が圧倒的に多く、そのうち、要支援世帯は「居間」の割合が高く、非支援世帯は「自室」の割合が高い。

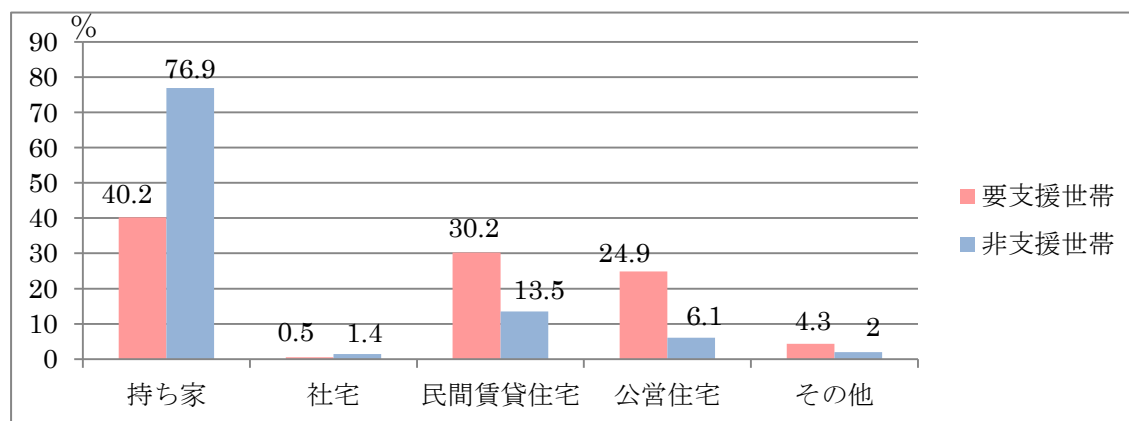
(5) 支援に関する要望（教育支援関係）について（報告書 p43 問 53 より）



「無償もしくは低額の学習支援」の割合については、要支援世帯で最も高く、非支援世帯においては「子供が安心して遊べる場所」に次いで高い。

2 生活の支援について

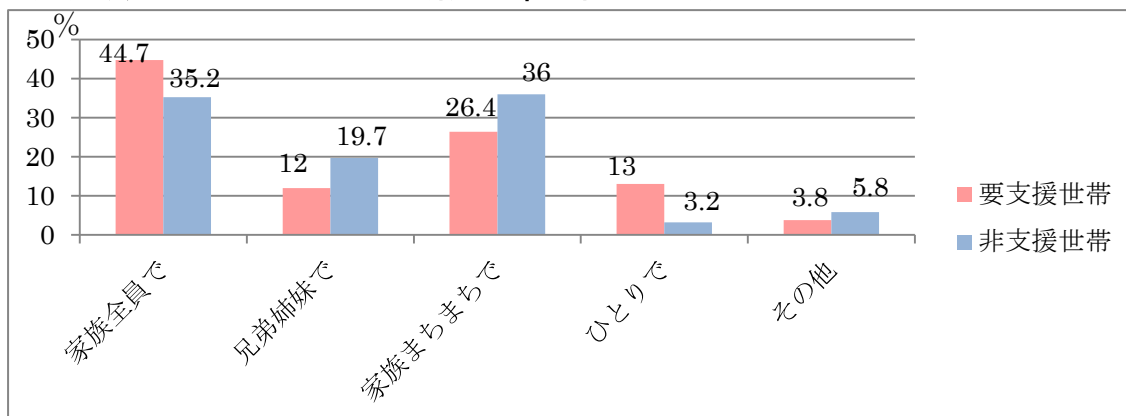
(1) 住まいの状況について（報告書 p10 問 7 より）



要支援世帯の「持ち家」の割合は、非支援世帯の約半数となっている。

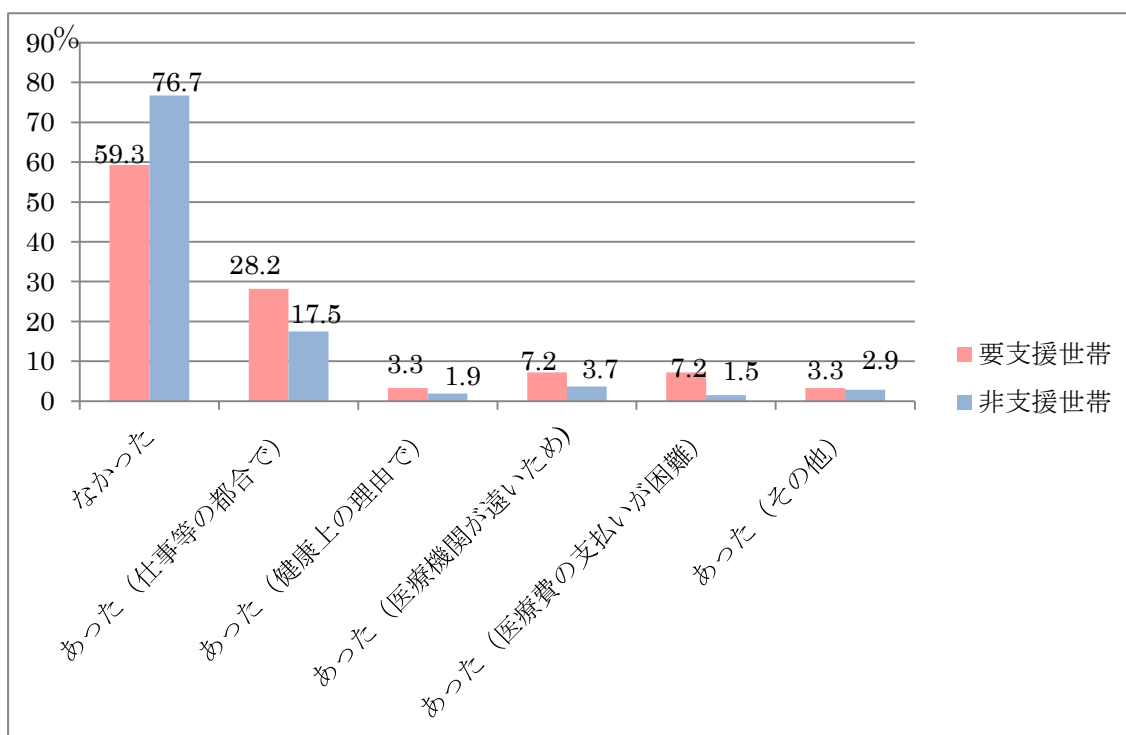
「民間賃貸住宅」や「公営住宅」の割合は、要支援世帯が非支援世帯に比較して高い。

(2) 朝食のとりかたについて (報告書 p16 問 19 より)



要支援世帯は、「家族全員で」の割合が最も高いが、その一方で13%の世帯は「ひとりで」となっており、非支援世帯と比較して約4倍となっている。

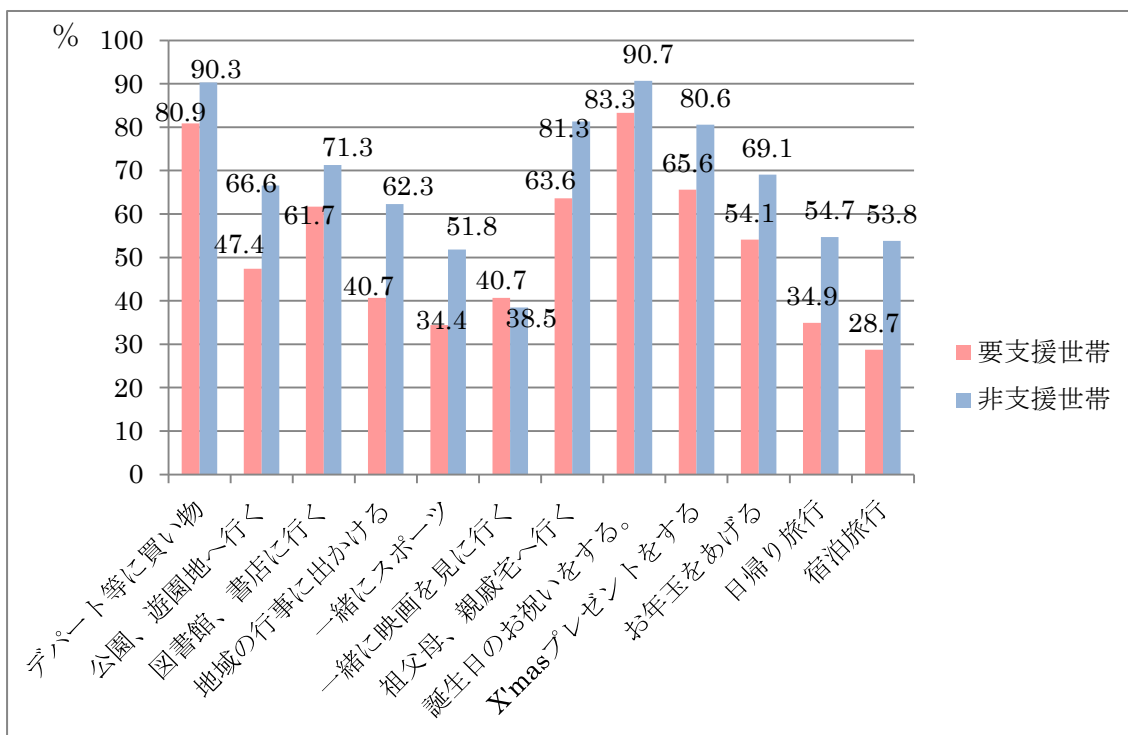
(3) 子どもの診察の必要性を感じたが受診しなかったことがあったか (報告書 p18 問 23 より)



要支援世帯・非支援世帯ともに、「なかった」との回答の割合が高い。

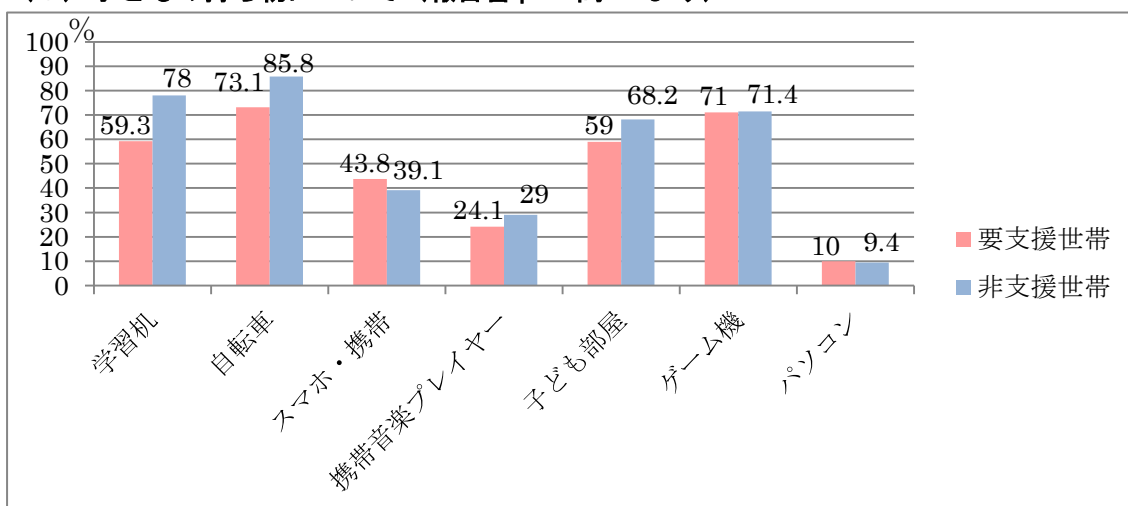
しかし、「あった」とする回答の割合は、要支援世帯が非支援世帯と比較して高く、また、その理由のうち「仕事上の都合で」の割合が、要支援世帯、非支援世帯ともに最も高い。

(4) 子どもと共にする事柄（報告書 p19 問 24 より）



ほとんどの項目において、非支援世帯の割合が要支援世帯と比較して高いものの、「一緒に映画を見に行く」のみ要支援世帯の割合が上回り、また、「誕生日のお祝いをする」は僅差であった。

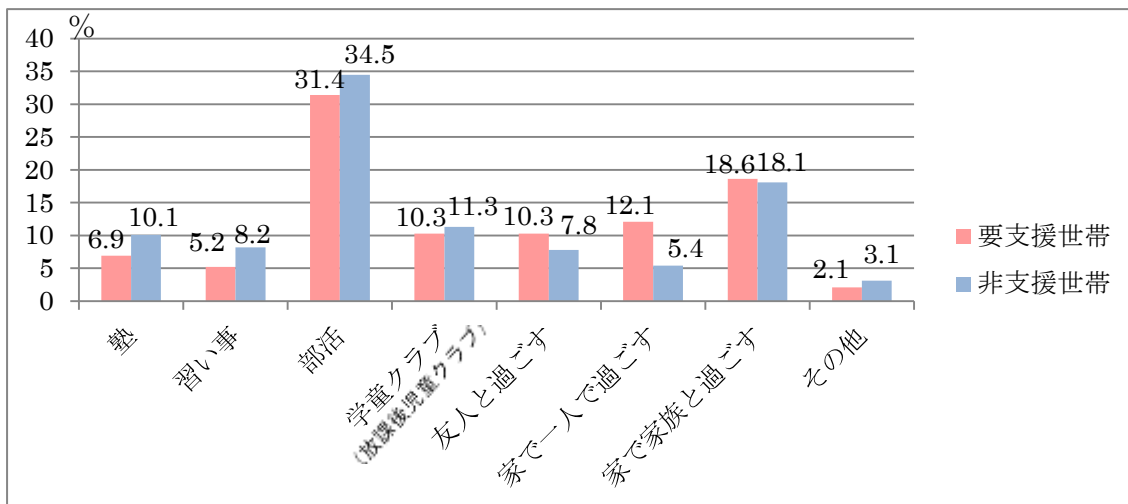
(5) 子どもの持ち物について（報告書 p24 問 32 より）



「スマホ・携帯」の割合のみ要支援世帯が非支援世帯と比較して高いが、それ以外の項目については同等、若しくは非支援世帯が高い。

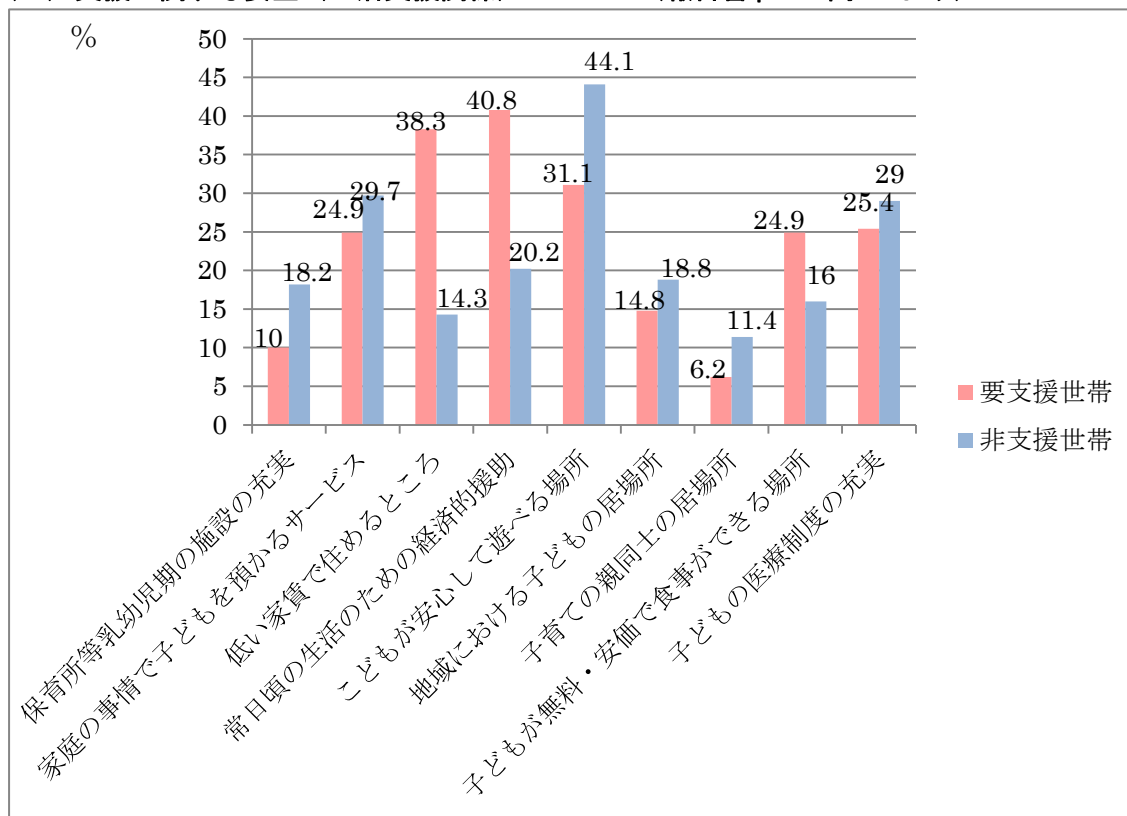
「学習机」や「子ども部屋」においては所持率に差が出ている。

(6) 放課後の過ごし方 (報告書 p30 問 39 より)



要支援世帯と非支援世帯で大きな差は見られない中で、「家で一人で過ごす」の割合については要支援世帯が非支援世帯と比較して倍以上と高い。

(7) 支援に関する要望 (生活支援関係) について (報告書 p43 問 53 より)

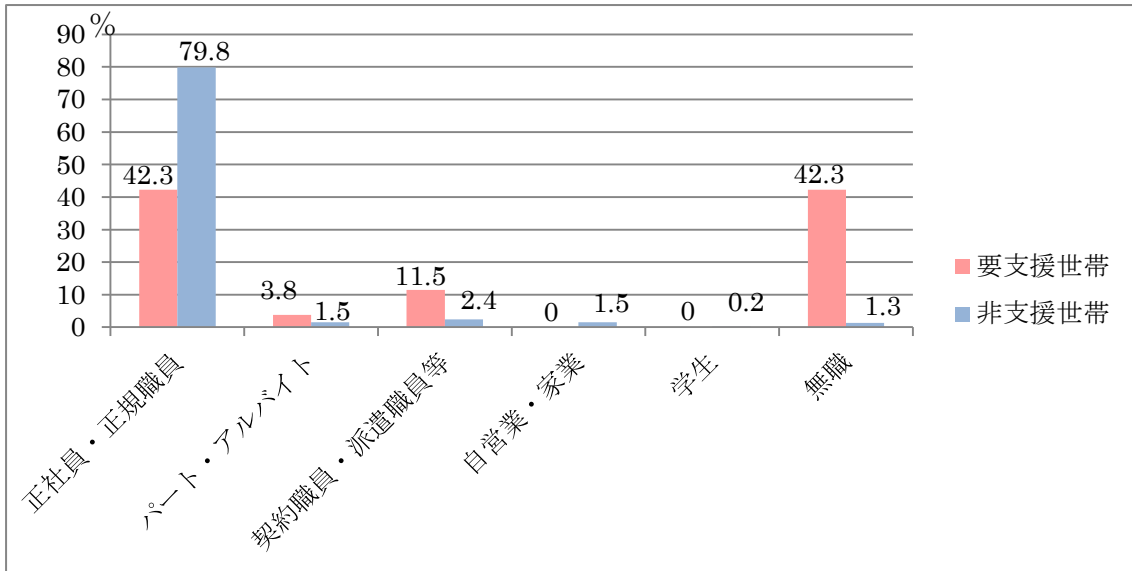


要支援世帯では、「常日頃の生活のための経済的援助」や「低い家賃で住めるところ」の割合が非支援世帯と比較して倍以上と高く、また、非支援世帯では、「子どもが安心して遊べる場所」の割合が要支援世帯と比較して高い。

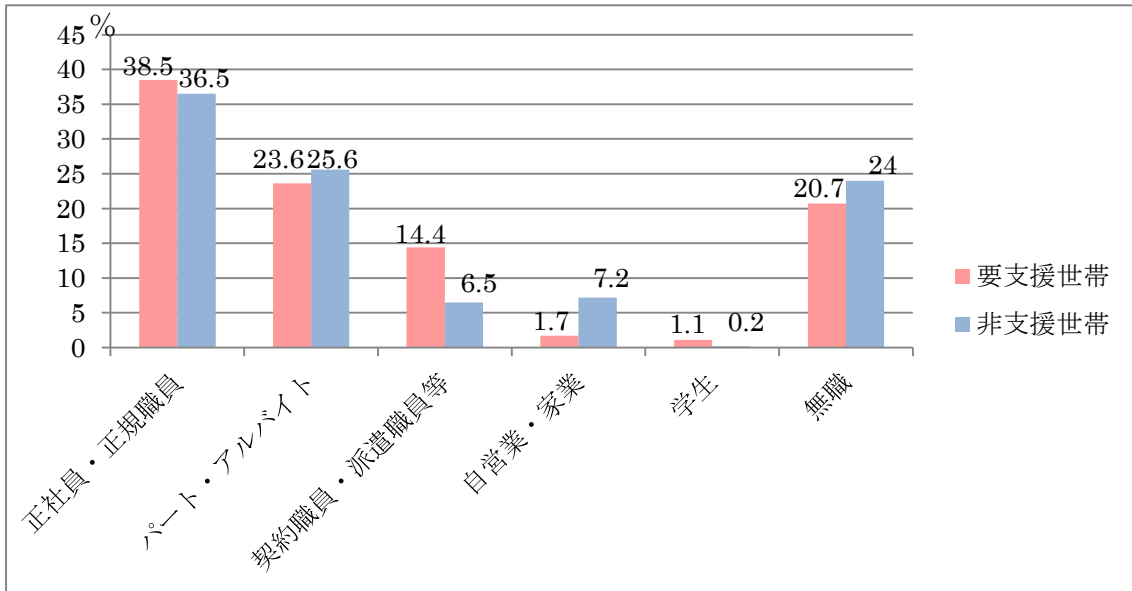
3 保護者に対する就労の支援

(1) 父母の職業について（報告書 p8 問 6 より）

ア 父親の職業



イ 母親の職業

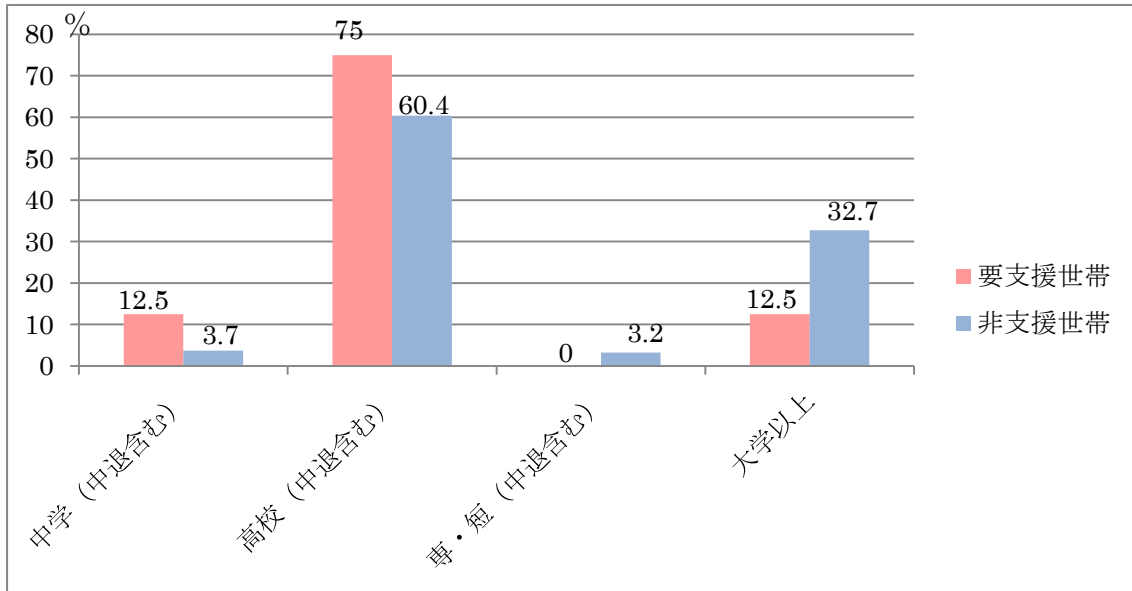


父親について、非支援世帯のほとんどが「正社員・正規職員」であるものの、要支援世帯の多くは「正社員・正規職員」と「無職」が二分しており、同数であった。

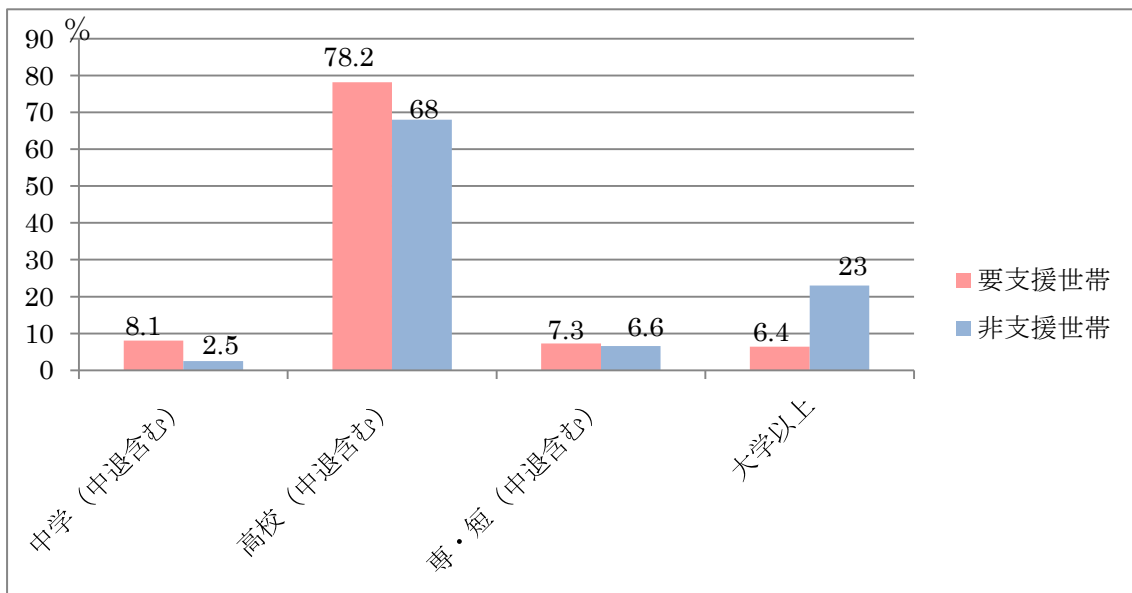
母親については、要支援世帯、非支援世帯ともに「正社員・正規職員」の割合が最も高くなっているが、「契約職員・派遣職員等」については、要支援世帯の割合が比較的高い。

(2) 父母の学歴について (報告書 p8 問 6 より)

ア 父親の最終学歴



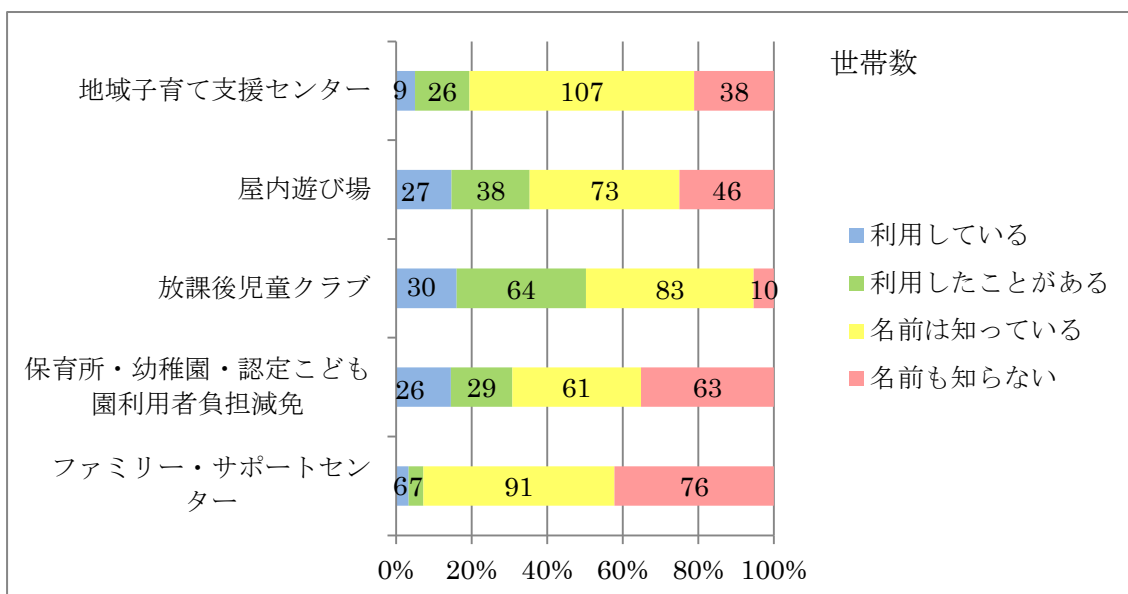
イ 母親の最終学歴



父親の最終学歴では、非支援世帯においては、「高校 (中退含む)」の割合が最も高く、次いで「大学以上」であるが、要支援世帯では、「高校 (中退含む)」の次は「中学 (中退含む)」と「大学以上」が同率となっている。

母親の最終学歴では、非支援世帯では「高校 (中退含む)」の割合が最も高く、次いで「大学以上」となっているが、要支援世帯では、「中学 (中退含む)」が「高校 (中退含む)」に次いで高い値となっている。

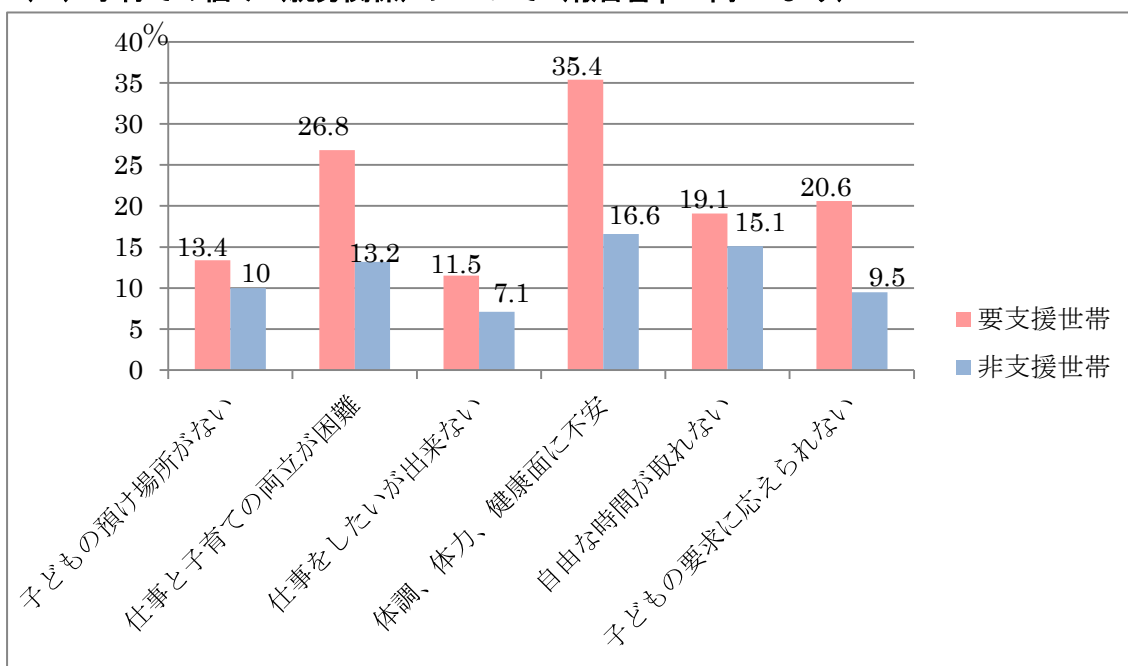
(3) 県や市町村において行われている取組について（就労支援関連事業における要支援世帯の状況）（報告書 p37 問 49 より）



放課後児童クラブは半数以上に利用されている。

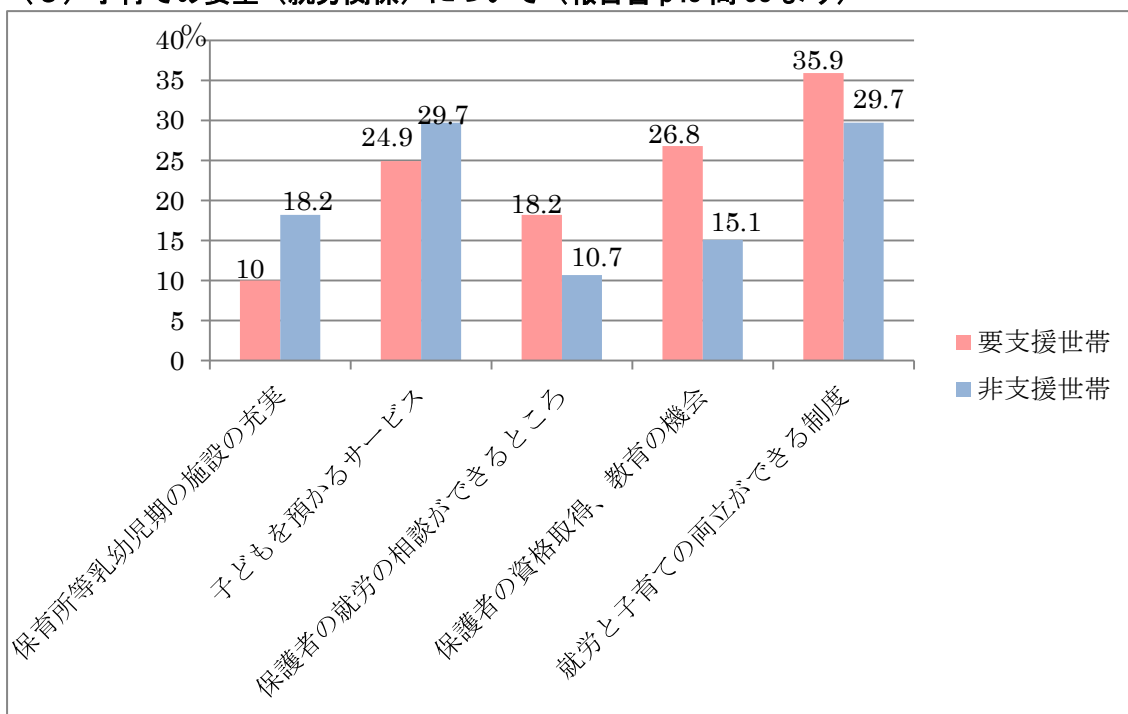
それ以外の施設の利用については半数に満たなく、特に「地域子育て支援センター」や「ファミリーサポートセンター」については20%にも満たない。

(4) 子育ての悩み（就労関係）について（報告書 p40 問 51 より）



悩みを持つ割合は総じて要支援世帯が高く、特に「仕事と子育ての両立が困難」、「体調、体力、健康面に不安」の割合については、非支援世帯と比較して倍以上となっている。

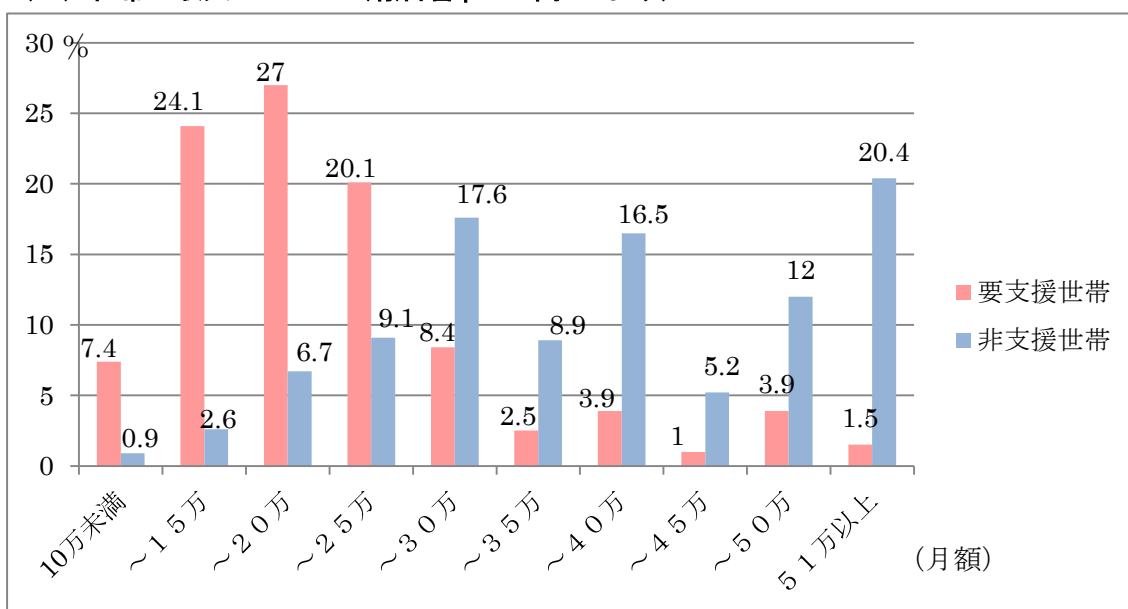
(5) 子育ての要望（就労関係）について（報告書 p43 問 53 より）



要支援世帯では、「就労と子育ての両立ができる制度」を望む割合が最も高い。

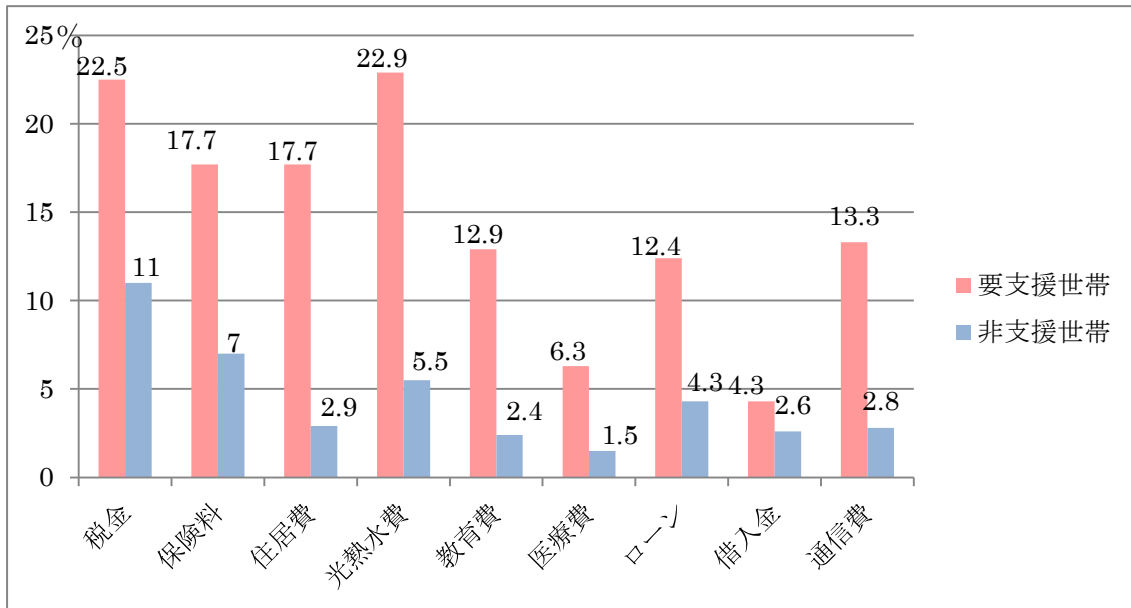
4 経済的支援

(1) 世帯の収入について（報告書 p11 問 11 より）



要支援世帯は月額20万円以下の世帯の割合が高く、非支援世帯は月額26万円以上の世帯の割合が高い。

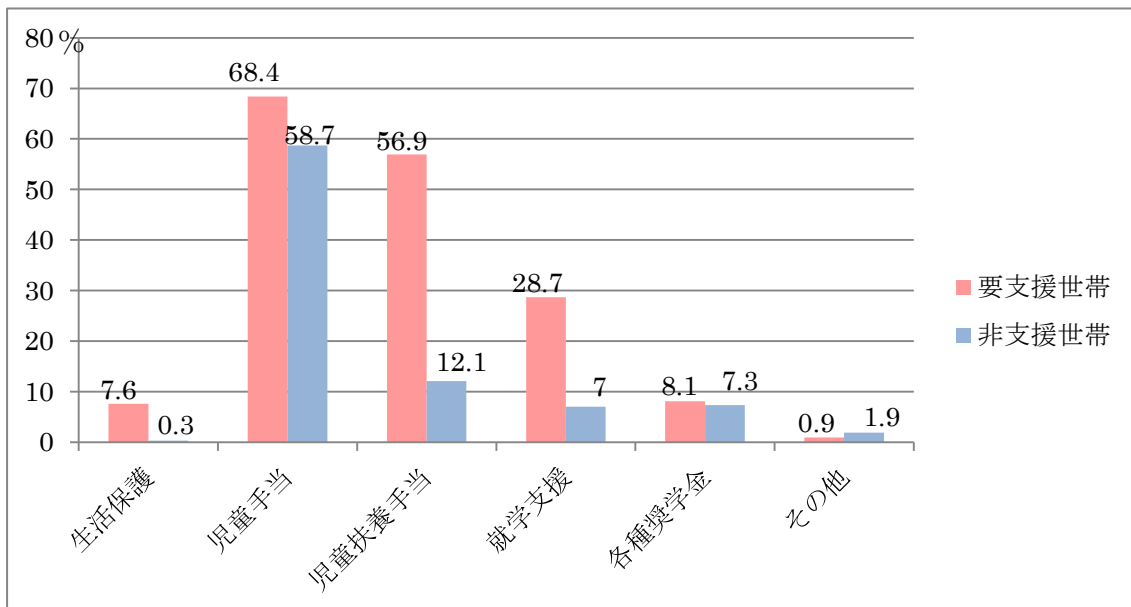
(2) 滞納の状況について (報告書 p12 問 12 より)



過去の滞納の経験を聞いたものである。

総じて要支援世帯における割合が高く、特に「光熱水費」や「住居費」における差が大きい。

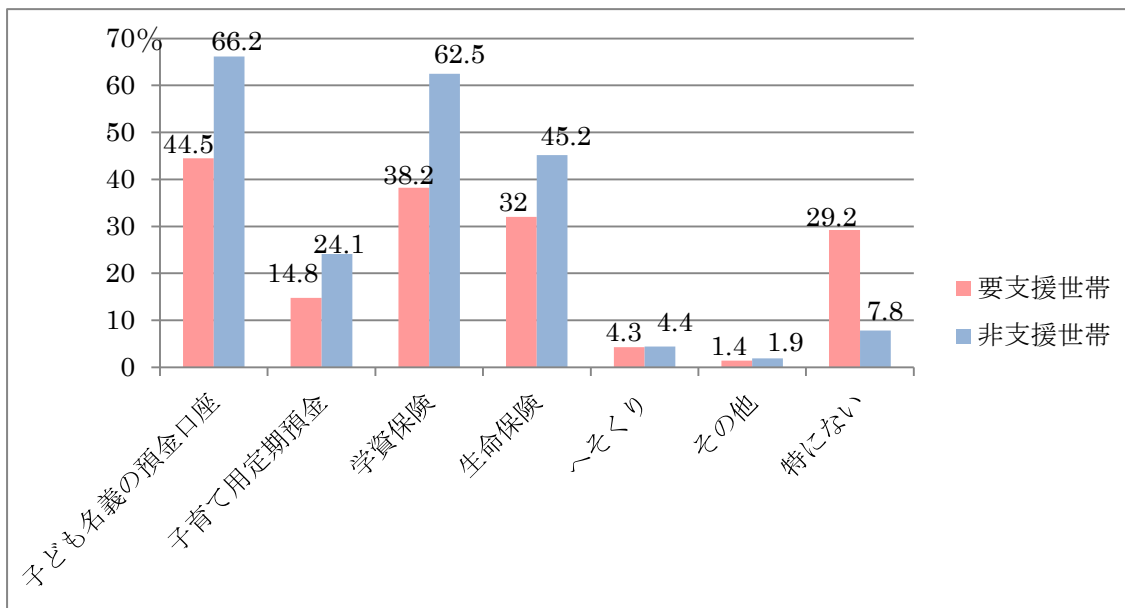
(3) 公的給付の受給状況について (報告書 p13 問 13 より)



公的給付を受給したことがあるかを聞いたものである。

非支援世帯においても、「児童扶養手当」や「就学支援」、「奨学金」を受けていた世帯は1割程度存在する。

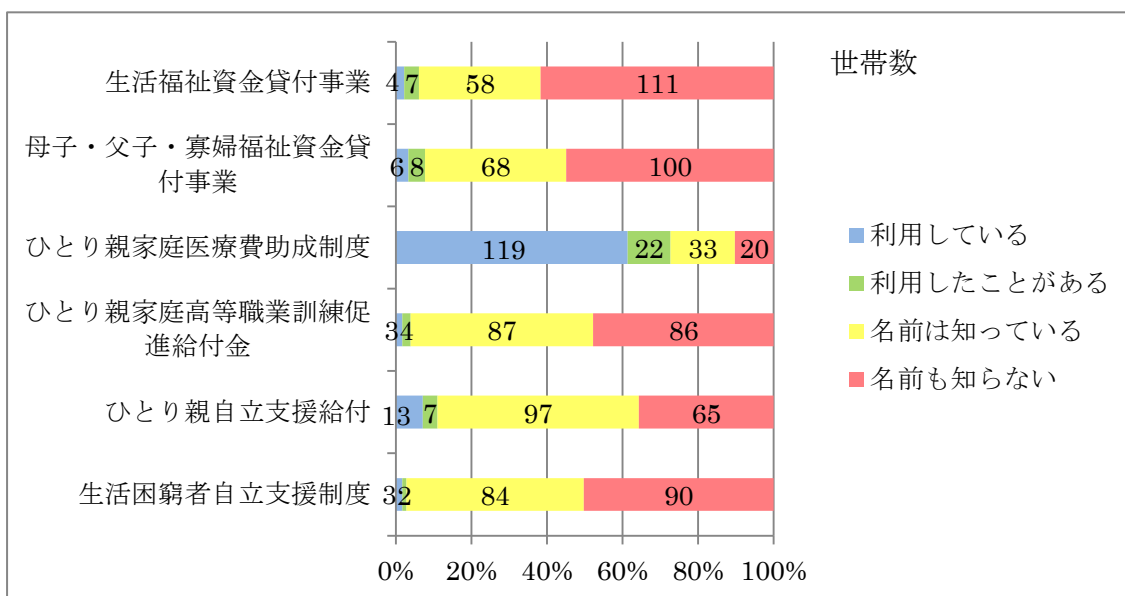
(4) 子どもの将来への備えについて (報告書 p20 問 25 より)



子供の将来への備えについて、要支援世帯の3割近くは備えがないという答えとなっている。

(5) 県や市町村において行われている取組について

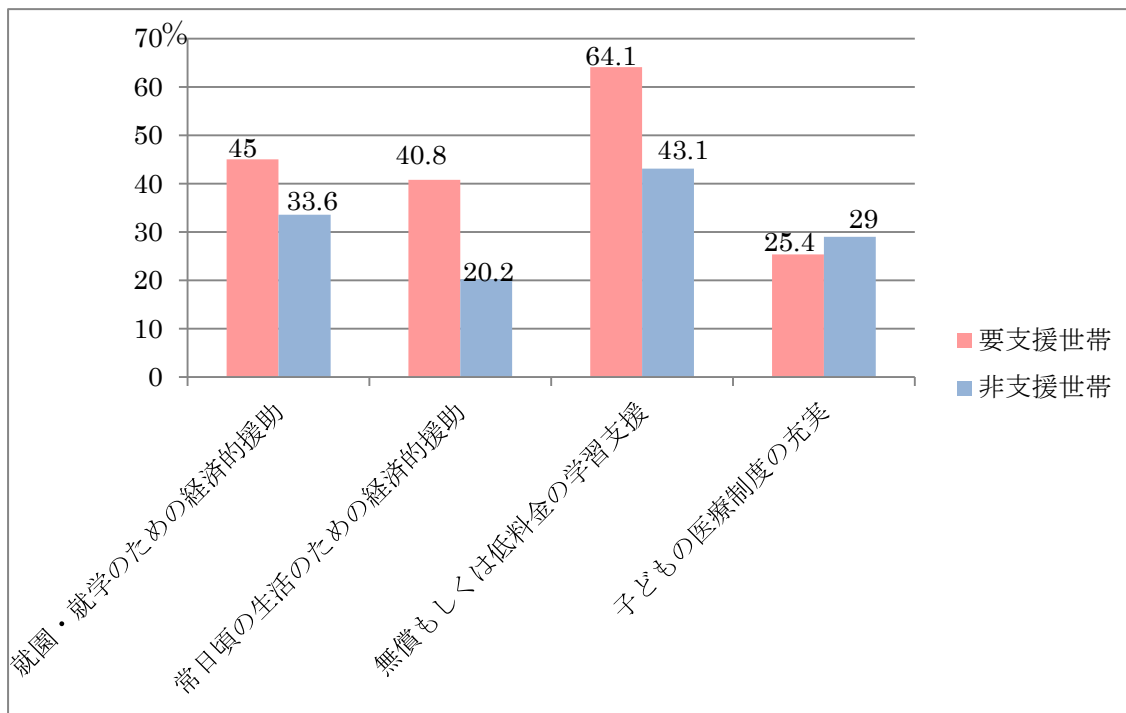
(経済的支援関連事業における要支援世帯の状況) (報告書 p37 問 49 より)



経済的支援に関する事業について、要支援世帯に対して聞いた結果である。

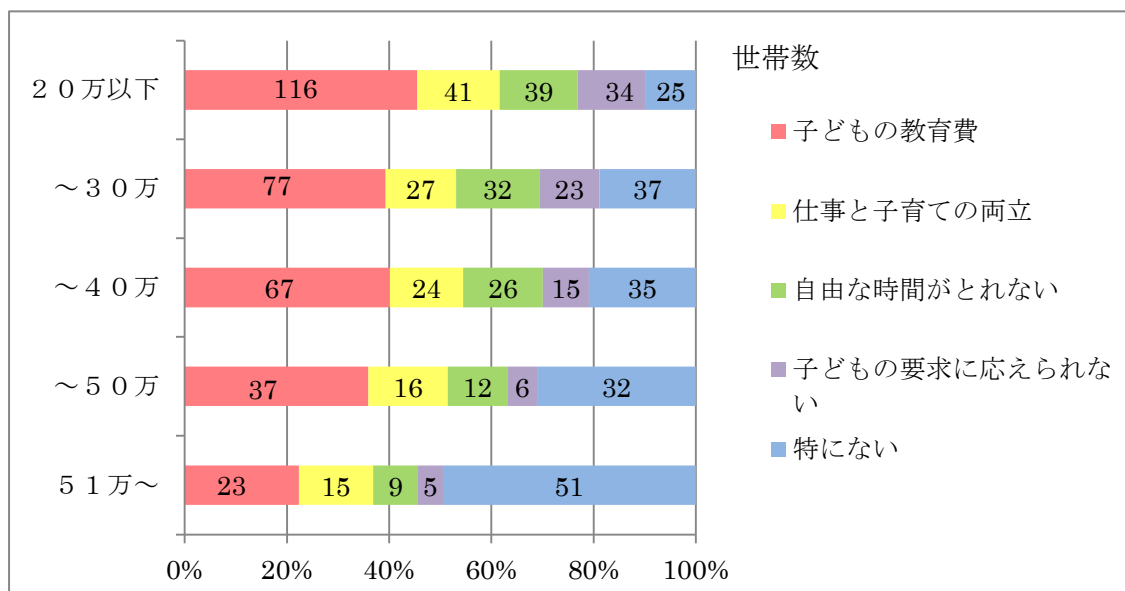
「ひとり親家庭医療費助成制度」を利用している世帯は多いが、ここにあげられた各種制度について、半数程度は名前も知られていないものが多い。

(6) 子育ての要望（経済的支援関係）について（報告書 p43 問 53 より）



経済的支援における子育ての要望については、要支援世帯、非支援世帯ともに、「無償もしくは低料金の学習支援」の割合が最も高い。

(7) 月収と子育ての悩みのクロス集計（報告書 p139 ⑤より）



月収区分別に、子育てについての悩みをみたところ、20万円以下の世帯では「子どもの教育費」が最も多く、収入が上がるにつれて「子どもの教育費」の心配は少なくなる。「仕事と子育ての両立」は、どの収入区分においても一定程度の悩みが存在する。

Ⅲ 調査結果のまとめ

今回の調査では、児童扶養手当など公的な支援を受けている世帯と受けていない世帯に分けて結果を分析してきた。

そこからは、支援について多くの要望があるものの、現在行われている様々な支援について、必要としている世帯に対して行き届いていない傾向が見て取れる。

このことから、現在行われている支援を、必要とする世帯に効果的に届くようにすることが第一の課題であると考えられる。

一方、市町村や民間団体においては、支援を必要としている子供たちに対して様々な取組が行われており、こうした支援に取り組む関係機関が連携して取り組むことが重要であるため、既存の青少年支援協議会地域連絡会や、各市町村で実施している要保護児童対策協議会などを活用して、支援に携わる方々のつながりを広げるとともに、支援を必要としている子どもたちへ情報を取りまとめ、冊子を作成して提供・発信に努めていくことが必要である。